

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学生団体（第2条～第7条）
- 第3章 登録団体（第8条・第9条）
- 第4章 公認団体および強化部（第10条～第12条）
- 第5章 規制等（第13条～第16条）

附則

第1章 総則

（目的および趣旨）

第1条 常磐大学および常磐短期大学（以下「本学」という。）の学生が自主的な活動のために結成する団体（以下「学生団体」という。）については、この規程の定めるところによる。

- ② 学生団体が行う諸活動は、自主性、協調性、責任感などの涵養を通じて人格の形成をはかり、社会に貢献することにより本学の名を高めるものでなくてはならない。

第2章 学生団体

（構成員）

第2条 学生団体は、本学の学生をもって構成する。

（承認）

第3条 学生が団体を結成しようとするときは、責任者を定め、所定の様式を学生支援センターに提出して、学生支援センター長の承認を受けなければならない。

- ② 学生団体の名称、顧問、役員等を変更しようとするときは、所定の様式を学生支援センターに提出し、学生支援センター長の承認を受けなければならない。

- ③ 前2項の規定にかかわらず、第1条の趣旨に反することが明らかな場合、学生支援センター長は、団体の結成を承認しないことができる。

（顧問）

第4条 学生団体には、専任教員のうちから1名以上の顧問を置かなければならない。

- ② 顧問は、学生団体の活動における指導、監督および助言にあたる。
- ③ 学生団体には、必要に応じて、顧問を補佐する者を置くことができる。
- ④ 学生団体が所属する学外の機関等の事情により、顧問以外の呼称を用いる必要があるときは、あらかじめ学生支援センター長の承認を受けなければならない。

(活動状況の届出)

第5条 学生団体は、毎年5月末日までに、所定の様式により前年度の活動状況その他の事項を学生支援センターに提出しなければならない。

② 前項に規定する活動状況を提出しない学生団体は、解散したものとみなす。

(学外の集会または団体への参加)

第6条 学生が団体として学外の集会または団体に参加しようとするときは、当該学生団体の責任者が、参加者名簿を学生支援センターに提出し、学生支援センター長の承認を受けなければならない。

(解散)

第7条 学生団体が解散するときは、所定の様式を学生支援センターに提出しなければならない。

第3章 登録団体

(登録)

第8条 学生団体が、第9条に規定する常磐大学自治会（以下「自治会」という。）または常磐短期大学学友会（以下「学友会」という。）の支援を受けようとするときは、所定の様式を自治会または学友会に提出して、承認を受けなければならない。

② 前項の手続きを経て自治会または学友会に登録された学生団体を「登録団体」という。

③ 登録団体は、当該学生団体の名称に本学の名称を加えることができる。

(自治会および学友会)

第9条 前条に示す自治会および学友会とは、次の各号に掲げる学生団体をいう。

1 自治会とは、常磐大学自治会会則（1986年7月10日）に基づき設立された「常磐大学自治会」をいう。

2 学友会とは、常磐短期大学学友会会則（1966年4月15日）に基づき設立された「常磐短期大学学友会」をいう。

第4章 公認団体および強化部

(公認)

第10条 本学は、第8条に規定する登録団体のうち、次の各号のいずれかに該当する学生団体を、本学を代表して活動する学生団体として公認することができる。

1 自治会または学友会に置かれる運営委員会

2 体育会または文化連合に所属する学生団体

② 前項の規定に基づき本学が公認した学生団体を「公認団体」という。

③ 公認団体が法令または本学の諸規則等に違反したときは、公認を取り消すことがある。

(便宜供与)

第11条 公認団体および本学が特に認めた学生団体は、次の各号に掲げる便宜供与を受

けることができる。

- 1 部室の使用
- 2 活動補助費の受給
- 3 本学が主催する行事への参加

(強化部)

第12条 本学は、第10条に規定する公認団体のうち、その活動実績や本学への貢献度等に応じて強化部を指定することができる。

- ② 強化部の指定は、全学学生支援委員会の議を経て教学会議において行う。
- ③ 強化部は、常磐大学の課外活動推薦入試において専門競技種目を設けることができる。
- ④ 本学は、課外活動推薦入試の合格者の中から課外活動特待生を選考することができる。
- ⑤ 強化部の構成員は、必要に応じて教務上の配慮を受けることができる。
- ⑥ 強化部は、前条第2号に掲げる活動補助費のほか、当該学生団体の活動の強化のために要する経費の補助を受けることができる。

第5章 規制等

(損害賠償)

第13条 学生団体または学生団体の構成員が、故意または過失により本学の施設、設備および物品等を汚損または損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(処分)

第14条 学生団体または学生団体の構成員が、法令または本学の諸規則等に違反したときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 1 第11条に基づく便宜供与の停止
- 2 活動停止、解散の命令
- 3 常磐大学学則第50条または常磐短期大学学則第59条の規定による懲戒

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学生団体について必要な事項は、全学学生支援委員会の議を経て、教学会議が定める。

(事務)

第16条 この規程の実施にかかる事務は、学生支援センターが担当する。

附 則

- 1 この規程の改廃には、全学学生支援委員会の議を経て、教学会議構成員の過半数の賛成を必要とする。
- 2 この規程は、2017年3月24日から施行する。
- 3 この規程の改正条項は、2018年9月14日から施行する。